

青少年夢プラン実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は青少年夢プラン実行委員会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、未来を拓く子どもたちのために、青少年健全育成の視点から、地域の大人と子どもの交流や異年齢の子ども同士の交流など、市民自らが企画し実践する活動の輪を広げ、子どもの笑い声が聞こえ、夢の持てる地域社会の創設を目指すことを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、第2条の目的達成のために次の行動を行う。

1. 市民活動の企画立案と普及促進
2. 地域に根ざした市民グループの育成支援と連携
3. 子どもたちの活動を支える地域の人材育成
4. 他団体との連携
5. 関係資料の収集と分析
6. その他必要な活動

(会 員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する人を持って構成する。

(総 会)

第5条 本会の総会は、定例総会と臨時総会とする。

1. 定例総会は年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 総会は会長が招集する。
3. 総会の議決は、出席会員の過半数による。
4. 総会の議長は会長とする。

(役員及びその選出)

第6条 本会には次の役員を置き、役員は総会で選出する。

1. 会長1名、副会長2名、会計1名、監査2名、書記若干名
2. 役員は本会の運営に関する業務を執行する。
3. 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 年度途中で役員に事故があった場合は、総会において補充選出し、その任期は前任者の残存期間とする。
5. 改選時には青少年夢プラン実行委員会加盟の各団体より選考委員1名以上を選出し、話し合いで決定する。決まらない場合は会員の選挙で決定する。
6. 3役は1団体より2名以上選出しない。

(例 会)

第7条 本会の例会は、会長が招集して、必要に応じて開催する。例会においては、活動状況報告、連携支援対策、問題点についての協議、情報交換、イベント企画会議を行う。

(会 計)

第8条 本会の経費は、会費、事業委託金、事業補助金、寄付その他の収入を持ってこれに充てる。

(活動年度および会計年度)

第9条 本会の活動年度および会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、市民活動センター内3階307ブースに置く。

(交通費)

第11条 活動における交通費を支給する。

(附 則)

第1 第8条に定める会費については、年会費1人1,000円とする。

第2 本規約は、平成11年4月1日から施行する。

第3 平成13年6月4日一部改正

第4 平成15年5月12日一部改正

第5 平成17年5月9日一部改正

第6 平成18年5月9日一部改正

第7 平成25年5月7日一部改正